

鈴鹿市立公民館条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第 6 号

鈴鹿市立公民館条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 鈴鹿市立公民館条例施行規則（昭和 4 6 年鈴鹿市教育委員会規則第 1 1 号）
- (2) 鈴鹿市文化財保護条例施行規則（昭和 4 8 年鈴鹿市教育委員会規則第 9 号）
- (3) 鈴鹿市ふれあいセンター条例施行規則（平成 6 年鈴鹿市教育委員会規則第 1 0 号）
- (4) 鈴鹿市考古博物館条例施行規則（平成 1 0 年鈴鹿市教育委員会規則第 2 号）
- (5) 鈴鹿市資料館条例施行規則（平成 1 8 年鈴鹿市教育委員会規則第 1 号）
- (6) 佐佐木信綱記念館条例施行規則（平成 2 5 年鈴鹿市教育委員会規則第 8 号）
- (7) 鈴鹿市立図書館条例施行規則（平成 2 7 年鈴鹿市教育委員会規則第 1 4 号）
- (8) 鈴鹿市教育委員会補助金等交付規則（平成 2 9 年鈴鹿市教育委員会規則第 5 号）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。